

平成28年5月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成28年5月10日 午後3時20分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 平成28年5月10日 午後4時13分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 番輔	松尾 秀志	青柳 治幸
松崎 富幸	渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実
松崎 富雄	原 月江	吉住三千代	

(2)欠席者(なし)

4 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
係	小嶋 勉
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による
許可申請について

第3号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第4条の規定による
許可申請の変更について

第4号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による
許可申請の変更について

第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定につい
て

第6号議案 古賀市農業振興地域整備計画の変更について

午後 3 時20分開会

- 事務局長 長時間の現地視察お疲れ様でした。
それではただいまより 5 月期の定例会を開催させていただきます。
- 本日は議案が 6 件、諸報告は 5 件です。それでは会長よろしくお願ひします。
- 会長 現地視察お疲れ様でした。田植え前の忙しい時期となってますが体調に十分注意しながら、ひとつどうぞよろしくお願ひします。
本日の議事録署名人は篠崎委員と濱田幸弘委員お願ひします。
それでは第 1 号議案、農地法第 3 条の許可申請について、番号 2 について事務局説明願います。
- 係 [議案朗読]
- 係 それでは、第 1 号議案、農地法第 3 条の許可申請、番号 2 について御説明いたします。議案書の 1 ページをお開きください。
- 今回の内容は、申請人が申請地を贈与の持ち分変更を行い、農地として使用していくという内容でございます。よって、■■■さん の所有の農地が、■■■さん、■■■さん及び所有者 の■■■さんで、それぞれ 4 分の 1 ずつにしたいとの申請でございます。
- まずは、申請人の御説明をさせていただきます。申請人は、■■■さん、■■■さん、■■■さん。年齢は、それぞれ 54 歳、38 歳、27 歳。所有者と同居家族で、古賀市内で一緒に農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は、それぞれ 30 年、10 年、7 年ほど聞いております。現在の農業経営状況は、水稻及び野菜を作付されておられ、トラクター、田植え機をそれぞれ 1 台ずつ所有していらっしゃいます。
- 続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の 2 ページをお開きください。
- まず、申請地のうち、庭内の字帳の ■番 ■につきましては、2 ページに記載しておりますが、玄界環境組合古賀清掃工場の東側に位置します丸囲み内の斜線部 1 筆、そして、薦野の字苦桃の 3 筆につきましては、3 ページに記載しておりますが、九州自動車道古賀サービスエリアの南側に位置します丸囲み内の斜線部 3 筆でございます。
- 続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明いたします。今後の申請地に対する計画といいたしましては、庭内の字帳につきましては野菜を、薦野の字苦桃の 3 筆につきましては水稻を作付されていらっしゃいますが、今後も同様に野菜及び水稻を作付されたいとのことでございます。
- 最後に、下限面積の御説明をいたします。申請人の現在の耕作面積は 5,223 平米で、同一世帯内での持ち分の分割でございますので下限面積の増減はなく、50 アール要件を満たしております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受

理をしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございました。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何か御質問がありましたら。何かないですか。——ないようでしたら、採決とさせてもらってようございましょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 では、第1号議案、番号の2に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手18／18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

○会長 続きまして、第2号議案、市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請についての番号2から。事務局、お願ひいたします。

○係 [議案朗読]

○係 それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号2について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で賃貸借契約を行い、駐車場を建設するという内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の6ページをお開きください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道筑紫野古賀線、北筑昇華苑入り口交差点の西側に位置します地図上、丸囲み内の斜線部でございます。

なお、計画全体面積は太囲み線の中にあり、こちらの斜線を引いていない白い部分については、登記地目が宅地でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。位置図でごらんいただきますと、申請地の西側は河川による分断、北側及び南側は他地目による分断、東側は県道筑紫野古賀線による分断であり、農地の広がりは0.2ヘクタールであることから、第2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたしますので、7ページをごらんください。

今回の計画は、駐車場の計画が示されております。まず、雨水・雑排水関係について御説明をさせていただきます。

今回の申請は駐車場ということですので、汚水・雑排水等については発生いたしません。

また、雨水につきましては、8ページをお開きください。こちらに断面図がございます。こち

らの断面図を見ていただきますとおわかりになると思いますが、盛土により傾斜を南側に向かってつけるため、南側の道路側溝へ雨水排水については排出させる計画でございます。

なお、最後に、地元水利承諾書について御説明させていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成28年4月11日付の承諾書の提出があつております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理をしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何か御質問がありましたら。

その前に、済みません。5条ですので、地元の青柳の■委員、お願ひいたします。

○委員 12番 説明いたします。

今、説明がありましたように、4月の11日に青柳区の開発委員会において審議しております。ここは、数年前まで沿線サービスとしてガソリンスタンドがありました。その後、廃業したわけですけども、長年、田畠としての利用はしておりませんでした。それで、あと、水道につきましても特に問題ないということで、開発委員会では了承しております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。地元委員さんの説明が終わりましたけど、何かありましたら。——何もなければ、採決したいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 では、第2号議案、番号2に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手18/18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

同じく、第2号議案、番号3について、事務局、お願ひいたします。

○係 [議案朗読]

○係 それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号3について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で、申請地を親子間で使用貸借し、分家住宅を建築するという内容でございます。この案件につきましては、今回の当該申請地が農振農用地であったことから、平成27年7月期農業委員会にて審議をし、その後、除外が認められた案件となっております。

それでは、今回の申請の内容について御説明させていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の9ページをお開きください。

申請地は、現地でも御確認のとおり、小竹にあります福岡県動物愛護センターの北東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

なお、計画地は太枠線内であり、残りの白い部分につきましては、登記地目が山林となっております。

次に、農地区分の御説明をいたします。位置図でごらんいただきますと、今回の申請地は、バスの中でも御説明をさせていただきましたが、ちょうどこの画面が切れるところでございますが、北側にかけましては宅地が広がっており、宅地による分断、東側につきましても宅地による分断、西側につきましては、他地目による分断、南側につきましては、山林及び宅地による分断がございまして、約1.6ヘクタールの広がりであることから、第2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の10ページをお開きください。

まず、こちらの計画図の雨水・雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水につきましては、住宅の周囲及び車庫の南側に、丸で囲んでございますけれども、ため升を設置いたしまして、その後、暗渠を通じ、前面の道路側溝へ排出いたします。

また、雑排水につきましては、住宅の、こちら右側が北側となっておりますが、住宅の北側の合併浄化槽を通し、同様に暗渠を通し、前面の道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。11ページをごらんください。

今回の切土及び盛土につきましては、最大15センチの盛土及び最大15センチの切土を行う計画でございますので、場内完結をするというふうに聞いております。

なお、申請地の西側及び南側に農地がございますが、土壤流出対策として、こちらは、くい打ち、繩張り及びL型擁壁を設ける計画となっております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明させていただきます。今回は、条件付承諾ということで、近隣に迷惑をかけないようにすること、との条件を付しまして、平成28年4月14日付の承諾書の提出があつております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、地元の[]委員さん、御説明お願いします。

○委員 10番 説明します。

先ほど事務局より説明がありましたとおり、4月の14日に地元水利委員会を開催しまして、計画どおりで、何も問題はないということで、そういう判断を地元ではしております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。地元委員からの説明が終わりましたけど、何か御質問ありましたら。ないですか。

分家住宅ということありますので、別に問題はないと思います。

それでは、2号議案の番号3について、賛成されます方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手18／18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく第2号議案の番号4について、事務局お願いいたします。

○係 [議案朗読]

○係 それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号4について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で、申請地を売買によって所有権を移転し、資材置き場として使用していくという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明させていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

次に、位置図の御説明をいたします。議案書の12ページをお開きください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、庭内にあります九州自動車道上り線、古賀サービスエリアの北側に位置します丸囲み内の斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。今回は、申請地の周囲は、全て他地目、山林が広がっております、こちらが分断要因となります。よって、農地の広がりは、申請地の581平米のみとなるため、2種農地に該当するのではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。13ページをお開きください。

今回の計画では、今回、申請地を現況のまま利用し、周囲を鉄柵で囲み、こちらの計画平面図に記載しておりますBについては枝葉を、Cについては伐採樹木を、Dの部分についてはコンテナ、こちらのコンテナにつきましては、四角いコンテナではございませんで、こちら、資材を置くためのちょうどメッシュになっているような、鉄でつくられたコンテナを設置する計画とのことでございます。また、申請地の東側につきましては、駐車場として利用したいとのことでございます。

次に、雨水・雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雑排水につきましては、今回、資材置き場であることから発生いたしません。また、雨水につきましては、現況のまま利用することから自然流下させる予定となっております。

また、切土及び盛土につきましても、現況のまま利用することから、切土及び盛土は発生いた

しません。

最後に、地元水利承諾書について御説明させていただきます。

今回は、条件付承諾ということで、1、第三者に売却した場合、その住所、氏名、電話番号を明確にすること。2、環境破壊に関する行為、ごみの投げ捨て等の禁止、3、土砂流出等、周囲に迷惑を及ぼすようなことがある場合、責任を持って速やかに復旧すること。4、建造物は建てない。きれいに使用し、周囲の模範となるよう努力すること。以上、4点の条件を付しまして、平成28年4月15日付の承諾書の提出があつております。あわせて、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員の████████委员お願いいたします。

○委員 6番 4月15日に、当地域の開発委員会を実施しまして、先ほど事務局の説明がありましたように、4区画に割るということと、条件につきましては4項目、事務局説明どおりでございますが、これを付して妥当であるということでの申請を許可しております。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御質問がありましたら。何かないですか。

畑で、梅も栗も植えてあつたようじゃ、現況でございますので問題ないと思いますので。なければ、採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 では、第2号議案、番号4に対して賛成されます方は挙手でお願いします。

[賛成者挙手18/18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

○会長 続きまして、第3号議案、市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請の変更について。

番号1、事務局、説明をお願いします。

○係 議案の朗読に入ります前に、第3号議案の番号1及び第4号議案の番号1につきましては、同一の計画地内の許可申請の変更の内容でございます。今回、一部が4条、一部が5条で、一体として開発をしておりましたことから、4条及び5条でそれぞれこちらの変更を上げているといったような内容でございますが、計画内容につきましては同様になります

で、皆様の御了承がいただければ、第3号議案の番号1及び第4号議案の番号1を続けて読み上げ及び説明をさせていただきまして、審議につきましては、それぞれ第3号議案の番号1、第4号議案の番号1、両方それぞれ議決を行っていただきたいと考えておりますが、よろしゅうござりますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長 お願いします。

○係 [議案朗読]

○係 それでは、第3号議案、番号1及び第4号議案の番号1について、あわせて御説明をさせていただきます。

今回の申請は、農地法第4条及び農地法第5条で、申請地をレストランとして使用するといった内容で、平成26年9月に県の許可が出されておりましたが、今回、その水路の水の流れが変更となっていることでの計画変更申請でございます。

それでは、今回の計画変更申請の内容について御説明をさせていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の15ページをお開きください。

今回の計画変更の申請地は、古賀市の今在家にあります国道3号線今在家交差点の東側に位置します地図上、丸囲み内の斜線部でございますが、こちら斜線部が_____、そして、今回、こちらの三角の白くなっていますところが第4号議案に上がっております_____となっております。

今回の計画変更内容につきましては、一体開発であることから4条申請及び5条申請、どちらも同じ計画図でございます。よって、変更内容につきましては、議案書16ページの変更前と17ページの変更後、こちらで御説明をさせていただきますので、16ページ及び17ページをお開きください。

今回、具体的にどの部分が変更になったかを申し上げますと、16ページ、こちらの変更前をごらんいただきますと、16ページの中央より少し上のところに、北側にかけて網がけの部分がございます。こちらは歩道の舗装の部分でございますが、この歩道舗装のちょうど真ん中あたりに車両乗り入れ口6メーターと書いたところがございます。その、すぐ下側、南側のところに、K6及びK6-1と書いたところがあるのは、皆様おわかりになられますでしょうか。こちらから道路に沿って矢印が下向きに向いております。こちらが水の流れとなっておりますが、こちらと17ページを見比べていただきますと、17ページの計画変更図は、こちらの北から南にかけて、北から南東にかけての水路部分がございません。そして、こちらの、ちょうどK6-1のすぐ下のところ、K6-2というところが、溜升が四角く囲んでございますが、こちらのK6-

2に向かって東側ののり面のほうから矢印が左向きに記載しております。こちらが左向きの水の流れとなっていましたが、17ページの計画図を見ていただきますと、ちょっと見づらくなっていますが、17ページ、同じ水路の部分の水の流れが逆側、右側に向かって矢印が記載されてしまいます。また、こちら、計画図変更前、16ページのちょうど中央より少し下あたりに階段の図が示されておりますけれども、階段の下に階段からちょうど下のあたりにかけて、こちら、また、溜升が設置してございまして、こちらの水路の矢印というものが記載してございます。また、こちらの、ちょうど階段の中央あたりのところに、同じく溜升が設けてございまして、こちらものり面東側から西側、左向きの矢印が記載されておりますけれども、こちらの水路の流れ、水の流れというのが逆向き、右側、西から東側に向かってということで、水の流れ、雨水、排水の水の流れが計画変更となっております。

以上、今回の雨水の流れが、16ページと17ページを見比べていただきますと変わりまして、そのまま既設水路へ接続し、水の流れの向きが変わっているといったところが今回の変更点でございます。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明させていただきます。

今回は、条件つき承諾ということで、1、環境問題で汚水、油の管理は徹底すること。2、用途を変更する場合は、地元行政区長、農区長に報告し、了解を得ること。3、車両等の洗車設備を設置しないこと。4、市の開発指導に従うこと。5、沿道サービス以外は設置しないこと。以上、5点の条件を付して、平成28年4月22日付の承諾書提出がっております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理をしております。

簡単な説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、3号議案と4号議案の、ともに番号1ですけど、地元委員さんの■委員さん、御説明お願いいたします。

○委員 2番 今、事務局の説明のとおり、2年前に、この地は沿道サービスということで許可申請をいただいております。その後、計画変更が申請されましたので、地元といたしまして4月21日の日に開発委員会を開きまして、水の流れが、南側に流れる水路の件が、西から東側に流れる変更になりましたが、別に問題がありませんので、先ほどの条件で許可しております。審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。地元委員さんの説明が終わりましたので、では、3号議案の番号1と4号議案の番号1、両方で何か御質問がありましたら。——なければ、採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 それでは、第3号議案の番号1と第4号議案の番号1に対して賛成され

ます方は挙手でお願いします。

[賛成者挙手18／18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

○会長 では、続きまして、第4号議案、市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請の変更について。

番号2、事務局、お願いいいたします。事務局、お願いします。

○係 第4号議案の番号2の朗読に入ります前に、今回の計画変更申請につきましては、筆数が46筆ございまして、今回も所有権の移転登記が終わっておりますことから、申請人と所有者は同じになっております。筆数が46筆と多うございますので、皆様の御了承がいただければ、こちらの大字から面積までの読み上げを省略させていただき、合計46筆ということでの読み上げ、残りの所有者、転用目的及び構造等に関しましては、読み上げをさせていただく形をとらせていただきたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○会長 はい、結構です。

○係 ありがとうございます。

○係 [議案朗読]

○係 それでは、第4号議案の番号2について、御説明いたします。

今回の申請は、農地法第5条で、申請地に太陽光発電設備を設置するという内容で、平成27年9月に許可が出されておりましたが、今回、調整池及び水の放流先が変更になったことによる変更許可申請でございます。

それでは、今回の計画変更の内容について御説明させていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の27ページをお開きください。

今回の申請地は、青柳にあります県道町川原福岡線、青柳公民館の北西に位置します、地図上、網かけ部分が46筆でございます。

では、計画変更部分、具体的な内容について御説明いたします。議案書の28ページの変更前と30ページの変更後、こちらのほうをごらんください。

今回、28ページの一番下に赤囲みで、ちょっと台形のような形で1号調整池というのがございます。こちらにつきましては、この1号調整池の、一番下のほうでございますけれども、赤と青い小さな四角がございまして、そこから下、南側に向かいまして線が引いております。こちらは、県道の下を通して、新設の暗渠を通し、道路側溝へ排出する計画、こちらが当初計画でございました。しかしながら、今回、この県道の下を通すということで、福岡県の県土整備事務所と

■のほうが協議を行ってまいりましたが、既設の市の水路がございますので、そちらを使用するよう指導が入ったことから、今回、計画変更が出されております。こちらにつきましては、30ページをお開きください。こちらは、A3で、右側が北側となっております。こちらの30ページの一番、横向きに見られますと左上のところに、青く1号調整池と書いたところがございますが、どのように既設水路を通すかと申し上げますと、この1号調整池のちょうど右下隅のほうに四角い太線の四角枠がございます。こちらから点線をずっと通って、一回、ちょっと曲がるような形になっておりますけれども、点線を通りまして、最終的に県道のほうへ戻っていくような図面が示されておりますけれども、こちらが既設水路でございます。こちらの既設水路を通じまして道路側溝へ排出する計画となっております。また、当初の計画では、調整池の最大水深が1.01メーターでございましたが、こちらの最大水深については、最大46センチに変更し、その分、面積を大きくすることで容積の変更はございません。

以上、雨水の流れが既設水路へ接続に変わり、また、調整池の面積がふえて容積が変わらないといった内容が今回の変更内容でございます。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

今回、地元のほうで2回ほど、こちらの水利関係の承諾書がある前に説明が行われておりますて、こちらの転用農地からの放流排水方法に、先ほど申し上げました内容が記載されておりましたことから、地元農区といたしましても無条件承諾ということで、平成28年4月11日付の承諾書の提出がございます。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員の■君、説明をお願いします。

○委員 12番 説明いたします。

4月11日に、青柳区開発委員会にて協議しております。太陽光発電の設備設置ということで、その変更ということで協議しております。

一応説明がありました放水路の変更、これ、工事中の大雨等に対する対処を早急にしなくてはならないということで説明がありました。安全性を意識しておりますということです。それから、調整池の容量を変えずにということですけども、これも、浅くすることによって安全性を確保しようというふうに説明を受けております。

あとちょっと補足なんんですけど、2点ほどありますて、開発のための通路等を若干範囲を追加して車の出入り等を、安全を確保しようということで説明を受けました。これも安全性を確保しますということです。

最後に、調整池の南側の法面を、25メーターありましたが、これも20メーターに下げて安全性を確保していますということで、その辺、補足して説明を受けております。

開発委員会としては十分説明を受けまして、特に問題なしということで受けております。よろしく御審議お願いいたします。

○会長 ただいま地元委員さんの説明が終わりましたけど、何か御質問がありましたら。

○委員 14番 よろしいですか。

○会長 委員、どうぞ。

○委員 14番 調整池の広さはわかるんですが、これが浅くなつたっていうのは、どこを見ればわかるんですか。ちょっと勉強をさせてください。

○会長 事務局。

○係 今の委員の御質問に対して回答いたします。

最大水深の件につきましては、こちらの図面等には記載されておりませんで、私ども事務局のほうに提出しております、こちらのほうが申請書一式でございますが、こちらに流量計算及び今回の変更内容、そして、水深等について、また、流量計算等についてもこちらのほうに記載してございますので、議案書は変更前と変更後ということでつけさせていただいておりますので、水深についてはこちらに記載されておりません。しかしながら、私どもが別途持っております流量計算表等には、こちらの表記がございますので、口頭で先ほど申し上げさせていただいた次第でございます。

以上で説明を終わります。

○会長 わかりました。ちょっと待ってください。今、これ面積、変更前と変更後の面積を教えてください。

○係 ちょっと出しますので、少しお待ちください。

○会長 じゃ、ちょっと調べて下さい。ちょっと休憩します。5分間、休憩します。

午後8時40分休憩

午後3時45分再開

○会長 では、再開します。

○係 先ほど会長の御質問に対しましてお答えいたします。

計画変更前の面積でございますが、第1号調整池1,089平米、変更後が2,565平米でございます。

以上でございます。

○会長 わかりました。ただ、この面積で間に合うんかな。

○係 流量計算につきましては、県の基準より厳しい基準で今回出していらっしゃいまして、そちらの基準をもとにということで出されておりますので、計算上は特段、100年計算以上となっておりますので問題ないっていうことで事務局でも受理をしております。
以上でございます。

○会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、第4号議案の番号2に対して、何かほかに御質問ありましたら。——ないようでしたら、採決とさせてもらってようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 では、第4号議案、番号2に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手18/18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

○会長 続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（案）の決定について、事務局、説明お願ひいたします。

○係 [議案朗読]

○係 それでは、第5号議案、利用権設定、33ページをごらんください。左上に平成28年度第2号と書かれております。

今回、新規で13件の利用権の届け出があつております。また、今回、字が一時利用地と記載した筆が複数ありますが、小野南部土地改良区にあり、字名がまだ決まっていないことから、このように記載しております。

それでは、34ページ、整理番号6、貸し手、古賀市小山田在住、借り手、古賀市青柳在住、利用権設定をする土地は、小山田一時利用地の田んぼ2筆、合計5,604平米です。平成32年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受けるさん、年齢37歳、農業従事日数250日、借り受け面積7,666.69平米、農地面積2万3,553.69平米、主たる経営作物は、水稻、ミカン、イチジク、スモモ、ケール、右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

なお、こちらの利用権設定についてですが、以前、さんのお父様、さんが借りられておった土地で、後ほど、諸報告で御説明させていただきますが、合意解約した後に息子さんであるさんが利用権設定をされるものとなっております。

続きまして、整理番号7、貸し手、[REDACTED]、古賀市青柳在住、借り手、[REDACTED]、古賀市青柳在住、利用権設定をする土地は、青柳の字迎田の田んぼ2筆、合計3,573平米です。平成32年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さん、年齢60歳、農業従事日数300日、借り受け面積2万5,341平米、農地面積3万1,649平米、主たる経営作物は、水稻、野菜、果樹、右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号8、貸し手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、借り手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、利用権設定をする土地は、薬王寺一時利用地の田んぼ2筆、合計5,215平米です。平成31年12月末まで4年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さん、年齢79歳、農業従事日数250日、借り受け面積1,569平米、農地面積1万9,550.8平米、主たる経営作物は、水稻、里芋、右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号9、貸し手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、借り手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、利用権設定をする土地は、薬王寺一時利用地の田んぼ2筆、合計5,905平米です。平成31年12月末まで4年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さんの御説明につきましては、整理番号8のとおりですので省略いたします。

続きまして、整理番号10、貸し手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、借り手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、利用権設定をする土地は、薬王寺一時利用地の田んぼ1筆、1,267平米です。平成31年12月末まで4年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さんの御説明につきましては、整理番号8のとおりですので省略いたします。

続きまして、整理番号11、貸し手、[REDACTED]、古賀市薦野在住、借り手、[REDACTED]、古賀市今ノ庄在住、利用権設定をする土地は、薦野の字前田の田んぼ1筆、1,952平米です。平成30年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さん、年齢59歳、農業従事日数215日、借り受け面積、農地面積ともに3,264平米、主たる経営作物は水稻、右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号12、貸し手、[REDACTED]、古賀市塙内在住、借り手、[REDACTED]、古賀市今ノ庄在住、利用権設定をする土地は、塙内の字鶴の田んぼ1筆、1,319平米です。平成32年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さんの御説明につきましては、整理番号11のとおりですので省

略いたします。

続きまして、整理番号 13、貸し手、[REDACTED]、福岡市在住、借り手、[REDACTED]、古賀市今之庄在住、利用権設定をする土地は、篠内の字鶴の田んぼ 1 箬、1,632 平米です。平成 30 年 12 月末まで 3 年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける [REDACTED] さんの御説明につきましては、整理番号 11 のとおりですので省略いたします。

続きまして、整理番号 14、貸し手、[REDACTED]、北九州市在住、借り手、[REDACTED]、古賀市今之庄在住、利用権設定をする土地は、薦野の字本谷の田んぼ 1 箬、1,295 平米です。平成 32 年 12 月末まで 5 年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける [REDACTED] さんの御説明につきましては、整理番号 11 のとおりですので省略いたします。

続きまして、整理番号 15、貸し手、[REDACTED]、古賀市篠内在住、借り手、[REDACTED]、古賀市篠内在住、利用権設定をする土地は、篠内の字前田の畑 1 箬、581 平米です。平成 33 年 12 月末まで 6 年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける [REDACTED] さん、年齢 51 歳、農業従事日数 300 日、借り受け面積、農地面積ともに 6,453 平米、主たる経営作物は花卉、右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号 16、貸し手、[REDACTED]、古賀市新久保在住、借り手、[REDACTED]、古賀市小山田在住、利用権設定する土地は、久保の字榎町の田んぼ 1 箬、久保の字堀田の田んぼ 2 箬、久保の字四反田の田んぼ 1 箬、篠内の字前田の田んぼ 4 箬、合計 1 万 244 平米です。平成 30 年 12 月末まで 3 年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける [REDACTED] さん、年齢 69 歳、農業従事日数 300 日、借り受け面積 6 万 2,213.31 平米、農地面積 8 万 6,741.31 平米、主たる経営作物は、水稻、麦、野菜、右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号 17、貸し手、[REDACTED]、古賀市庄在住、借り手、[REDACTED]、古賀市小山田在住、利用権設定する土地は、新原の字野口の田んぼ 1 箬、庄の字供田の田んぼ 4 箬、庄の字掘ノ内の田んぼ 2 箬、庄の字郷ノ辻の田んぼ 2 箬、合計 8,710 平米です。平成 32 年 12 月末まで 5 年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける [REDACTED] さんの御説明につきましては、整理番号 16 のとおりですので省略いたします。

続きまして、整理番号 18、貸し手、[REDACTED]、古賀市久保在住、借り手、[REDACTED]、古賀市小山田在住、利用権設定する土地は、久保の字本反町の田んぼ 7 箬、合計 5,782 平米です。平

成32年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける []さんの御説明につきましては、整理番号16のとおりですので省略いたします。

以上、新規の利用権設定については、全て地元農業委員の署名、捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。じゃ、5号議案について何か御質問ありましたら。——ないようでしたら、採決とさせてもらってようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 第5号議案に対して賛成されます方は挙手でお願いします。

[賛成者挙手18／18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

○会長 続きまして、第6号議案、古賀市農業振興地域整備計画の変更について、計画変更の内容、用途区分の変更。

整理番号4番、事務局、説明お願ひいたします。

○係 [議案朗読]

○係 議案の説明に入ります前に、当議案に対します農業委員会の役割について御説明いたします。

これは、農業振興地域整備計画の変更でいう用途区分の変更、軽微な変更に当たります。

まず、用途区分の変更につきましても、農業振興地域整備促進協議会にお諮りし、進めていくのですが、その手続の過程で、関係機関に意見を徴する必要があります。その関係機関に農業委員会、森林組合、JA、土地改良区が含まれ、特に農業委員会につきましては、農地の動きそのものにかかわること、その後の転用の見込みなどについて出される御意見が多くございます。また、古賀市からこのような意見照会があったときに、速やかに回答できるようなことも考慮して、古賀市においては農業委員会に意見を伺う機会をあらかじめこの定例会で設けてるという便宜上、このような手順で事務が円滑に進むよう行っているものです。

農業振興地域整備計画の変更にかかわる用途区分の変更、軽微な変更について、簡単に説明させていただきます。

この用途区分の変更、軽微な変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法令施行令第10条に記されており、次の4つに掲げるものとされています。

まず、1つ目が、地域の名称変更、地番変更に伴う変更、2つ目が、土地所有者、使用収益者

が、自己の耕作、養畜の事業のために設置する農業用施設用地を農用地区域から除外するための変更、3つ目が、土地収用法第26条第1項の規定による告示があり、その事業の用に供することになった土地を農用地区域から除外するための変更、4つ目が、用途区分の変更で、面積が1ヘクタール未満のものとなります。

今回の案件につきましては、2つ目の農業用施設用地を農用地区域から除外するための変更に該当します。ここで重要なことは、農用地区域からの除外ではありますが、不農地以外の利用のための除外ではなく、用途区分の変更であり、今後も農業用施設等を建設して農地として利用していくことについては変わらないため、軽微な変更として取り扱うということです。よって、イメージとしては、農振農用地、青地のまま農業用施設用地となります。

資料1の3ページをごらんください。

それでは、軽微な変更の事務手続について説明させていただきます。

左側、農振整備計画変更をごらんください。農振の除外、編入であれば、このフロー図に基づき、上から下に事務手続を行います。農振の除外にはおよそ半年ぐらい期間がかかりますが、軽微な変更については、左側の矢印、軽微な変更と記載されているとおり、福岡県への意見照会や公告縦覧等が省略されるため、期間が半年より短くなります。今回の意見聴取につきましては、軽微な変更であるため、通常行っている5要件の意見聴取がないことを申し添えておきます。

それでは、整理番号4について説明いたします。

この案件につきましては、3月期農業委員会で継続審議になり、地元開発委員会と調整がつきましたので、議案として上程させていただいております。こちらの整理番号4については、平成27年度分となるため、整理番号4となります。

次の整理番号2につきましては、平成28年度分になります。

議案書48ページをごらんください。

位置図になります。今回の申請地は、小竹縫ヶ浦にある福岡県動物愛護センターの西に位置します丸囲み内、[]番[]の斜線部となり、地目は畑で、農地面積3,220平米のうち260平米の農業用倉庫の建設になります。

49ページから50ページをごらんください。

農業用倉庫の平面図と立面図になります。農業用倉庫面積は260平米です。内容につきましては、ミカンの選果場及び出荷場の建設となります。現在、ミカンの選果場及び出荷場は、同敷地内の納屋で行っているとのことでした。

資料1ページをごらんください。1ページ、農振位置図で、左下の丸囲み内になります。

2ページをごらんください。2ページは、先ほどの農振地の詳細図になります。

申請者である[]氏は、認定農業者で、果樹、ミカンの栽培を行っております。今回の

計画は、補助金を伴う農業用倉庫の建築で、用途区分の変更、軽微な変更になります。申請地につきましても、親族の所有地であります。現在、ミカンの出荷量は年80トンで、農業用倉庫を建設後は年120トンを目指にしてることでした。隣接農地については、ほぼ親族の所有であり、農用地の集団性や周辺農地への影響はないと考えております。また、水利についても、周辺農地は畑であるため支障はないと考えております。

今後、[]は、地域農業の面から見れば、その地域農業の維持、発展、農業の担い手として継続的、安定的な農業経営の確立が期待されていると考えます。

また、今回の農業用倉庫の建設については200平米を超えるため、用途区分を変更後、農地の転用につきましては、農地法第5条の転用の申請がなされる予定であります。5条の転用の申請については、親族の所有地であるため使用貸借するものであると農業委員会事務局では考えております。

簡単ですが、説明は以上です。委員におかれましては、この用途区分の変更を農業用倉庫へ変更することについての御意見をいただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、地元の小竹の[]委員さん。

○委員 10番 説明いたします。

ただいま事務局より説明がありましたように、4月の14日に地元開発委員会を開催し、協議いたしました。

説明のとおり、周辺農地が家族所有であること、また、隣地所有者らの了承を得ていること、また、今回の隣接地が畑であり、今回の計画については水利などの計画もないことから、地元開発委員会では農業用施設の建設は問題ないということで判断しております。

以上、説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。ただいま地元委員さん、終わりましたが、何か御質問ありましたら。何かないですか。農業用倉庫って問題ないと思いますが。何かあったら。——ないようでしたら、採決とさせて貰らうてようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 では、6号議案の番号4について賛成されます方は举手でお願いいたします。

[賛成者举手18/18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

同じく、続きまして、6号議案の番号2、事務局、説明をお願いいたします。

○係

[議案朗読]

○係

議案の説明に入ります前に、今回の案件について説明させていただきます。

委員の皆様、御承知のとおり、先ほどの農業用倉庫の申出人 [] 氏の申請になります。

農業用通作道路の舗装については、農振法の用途区分の変更や農地法の届け出が必要になるため、今回の申し出があつてあります。本来であれば、議案上、こちらの農業用通作道路の案件が先に審議すべきですが、農業用倉庫の建築の案件が継続審議となつておりますことから、事務手続上、このように取り扱いを行つておりますので、御理解ください。

また、農業用通作道路の舗装などの農地を農地以外のものにするものは、許可や届け出が必要になりますことを御承知ください。

それでは、整理番号2について説明いたします。

51ページをごらんください。

位置図になります。今回の申請地は、小竹縫ヶ浦にある福岡県動物愛護センターの西に位置します丸囲み内、 [] と [] の斜線部となります。地目は、どちらとも畠で、農地面積3,220平米のうち220.9平米と、1,762平米のうち149.6平米で、総面積が4,982平米のうち370.5平米の通作道路の舗装です。

52ページをごらんください。

農業用通作道路の平面図になります。今回の農業用通作道路の合計面積は370.5平米です。内容につきましては、農業用のミカンの作付や集荷等のための通作道路の舗装になります。

資料1の4ページをごらんください。

農振の位置図になります。先ほどの整理番号4と同じ、左下の丸囲み内になります。

5ページについては詳細図になります。

申請者である [] 氏は、認定農業者で、果樹の栽培を行つております。今回の通作道路の舗装については、本人も許可や届け出が必要であることを知らずに舗装し、長年、利用しておりましたが、この状況を改善すべく、このたび申請がなされております。また、今までの経緯も含め、本人より顛末書が出ております。

それでは、顛末書を朗読します。

顛末書、古賀市農業委員会会長殿、私が所有しています古賀市小竹縫ヶ浦 [] 番 [] と [] 番 [] については、現在、農地として利用しておりますが、一部通作道路についてはコンクリートを打ち、利用しております。通作道路をつくる場合は、許可申請や届け出が必要なことを知らず、これまで利用してまいりました。現在のような状況が数十年以上、続いていることから、現状に戻すことは困難であります。農振法の手続の必要性を知らなかつたとはいえ、古賀市農業委員会に対し、多大なる御迷惑をおかけしたことを深く反省し、今後このようなことがないよう

にしてまいります。

なお、農振、用途区分の変更が認められれば、農振法に基づき申請をし、許可が出さればそのまま通作道路として利用いたします。

何とぞ御配慮賜りますようお願い申し上げます。平成28年3月25日、[]

簡単ですが、説明は以上です。委員におかれましては、この用途区分の変更を農業用通作道路へ変更することについて意見等をいただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの[]委員さん、御説明お願いいたします。

○委員 10番 ただいま説明がありましたとおり、本来であれば事前に申請を行うべきですが、いわば今回は事後報告という形になりました。その点、皆様には御迷惑かけますことをお許しください。本人も知らなかつたとはいえ、深く反省しておりますし、地元開発委員会におきましても、本人がこの状況を改善したいという申し出があるため、どうか皆様の御理解をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明は終わりましたが、何か御質問がありましたら、[]委員、どうぞ。

○委員 12番 この文章の表現の方法なんですけども、今の項目で、用途区分のどこに農地と書いてありますけども、これについてよろしいわけですね、表現としては。

○会長 事務局。

○係 []委員の質問に対してもお答えします。

表現方法としては、農林のほうに確認をしておりまして、農地で間違いありません。

以上です。

○会長 ようございますか。事務局。

○係 今、[]委員の御質問に少し補足をさせていただきます。

用途区分についてでございますけれども、農振の整備計画上の用途区分というのは、大きく分けて3つしかございません。一つは、農地、そして、もう一つが、こちらの整理番号4に書いておりますように、農業用施設用地、それと、そのまま筆を分けずに農業用施設が入っている場合に、一部農業用施設、この3つしかございませんので、今回の整理番号2につきましては、そのまま通作道路として使用する場合は、農業用施設用地でも一部農業用施設用地でもございませんので、最後に残った農地となるといった理屈でございます。

補足は以上でございます。

○会長 ようございますか。

○委員 12番 はい。

○会長 ほかに何かありますか。——ないようでしたら、採決とさせてもらって
ようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 では、6号議案の番号2に対して賛成されます方は挙手でお願いいたし
ます。

[賛成者挙手18／18名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

午後4時13分閉会
